

【別紙 2】

吉田統合小学校等設計業務プロポーザル評価基準

1 評価項目及び評価内容について

以下の評価項目及び評価内容に基づき採点する。

	評価項目	評価内容	配点	
1	業務履行能力	設計事務所の技術者数・同種・類似業務実績数	20	
2	業務実施体制	配置予定技術者及び担当技術者の業務実績数	20	
3	技術提案点 (テーマ①) 配置計画・配慮 事項等	・将来的な小中連携を踏まえ、必要最低限の敷地で収めるような小学校校舎・中学校校舎・屋内運動場・プールの配置についての提案。また、校舎内の放課後児童クラブ施設の有効な配置計画についての提案。	12	17
		・工事期間中の生徒や教職員の安全性の確保や地域住民への配慮事項についての提案。	5	
4	技術提案点 (テーマ②) ライフサイクル コストの縮減	・建築物の質を保ちつつ建設費を予算内に収めるための考え方や維持管理費等の削減についての提案。また、ZEB（ゼロ・エネルギー・ビル）についての提案。	7	7
5	技術提案点 (テーマ③) 新しい学校運営	・コミュニティ・スクール、地域学校協働についての提案。	7	21
		・新学習指導要領や学校 ICT 環境整備への対応を踏まえた施設整備についての提案。	7	
		・地域防災拠点としての整備や感染症対策を意識した施設、設備、機能についての提案。	7	
6	技術提案点 (テーマ④) 独自提案	独自提案	5	
7	業務コスト	設計委託料（参考見積）	10	
合 計			100	

2 評価の方法について

- ① 提案者が提案書の説明を15分以内で行い、その後説明に対する質疑応答を行う。プレゼンテーション終了後、各審査委員は上記の評価項目及び評価内容に基づき、採点基準に従い、提案者ごとに点数評価を行う。
- ② 各審査委員の評価点を合算した値が最も高い提案者を受託候補者として特定する。ただし、評価点が同点の場合は、見積書の金額が低い者を受託候補者として特定し、さらに見積書の金額も同額の場合は、審査委員会の多数決により受託候補者として特定する。
なお、受託候補者に特定された者が辞退した場合、もしくは実施要領「4. 参加資格」の要件を満たさなくなった場合は、次点者を受託候補者として特定する。その場合においても最低水準得点を満たす者とする。
- ③ 提案者が1者のみの場合で、各審査委員の評価点を合算した値が最低基準点を満たすときは、当該提案者を受託候補者として特定する。